

# アーカイブズ・ニューズレター

No. 2

2005年3月

Newsletter of the Department of Archival Studies  
National Institute of Japanese Literature  
National Institutes of the Humanities



朝鮮の両班の屋敷（忠清南道論山市にある尹孫先生故宅）  
この屋敷に両班家門尹氏の古文書・古典籍が大量に保管されていた。（7頁参照）

## 目次

〔メッセージ〕	
「大学アーカイブズ」をめぐる視点	永田 英明…………… 2
〔アーカイブズノート〕	
日韓近現代歴史資料の共用化への模索	楡山 幸夫…………… 5
国際研究会「近世東アジアにおける組織と文書」	青木 睦…………… 7
〔アーカイブズ批評〕	
『信濃国御馬寄村町田家文書目録』について	原島 陽一…………… 9
〔アーカイブズカレッジ修了論文一覧〕	…………… 11

## 「大学アーカイブズ」をめぐる視点

東北大学史料館 永田 英明

### 「大学アーカイブズ」の動向

「大学アーカイブズ」とは何か。それ自体議論の対象となる問題ですが、ここではとりあえず「大学史料を保存し公開する機関」（『文書館用語集』1997）という定義に従っておきます。

日本において「大学アーカイブズ」という言葉が浸透し始めたのは、1980年代以降のことです。それ以前にも東北大学記念資料室（1963年設置）など大学自身の歴史資料を保存する施設はいくつか存在し、東北大学ではUniversity Archivesという英訳名もいち早く採用していました。しかし80年代から90年代にかけ、各大学での大学史編纂事業の盛行を背景に、東京大学百年史編集室による大学アーカイブズの調査研究報告（1983年）、関東地区大学史連絡協議会の結成と会報「大学アーカイブズ」の刊行（1989年）、「全国大学史資料協議会」の結成（1996年）などの形で「大学アーカイブズ」の必要性が広く共有されるようになってきました。国立大学では東京大学史料室（1987）以下、九州大学大学史料室（1992）、名古屋大学史料室（1996設置）などが大学史編纂の終了を契機に設置され、一方私立大学でも、例えば同志社社史資料室（1983）、早稲田大学大学史資料センター（1998）など、創設者の資料や大学史資料の保存と調査研究を行う施設が多く設置されています。

これらの「大学アーカイブズ」は、必ずしも事務組織等で管理する記録（以下仮に「大学公文書」と呼ぶ）に特化せず、むしろ個

人資料・学外資料、さらには文書や写真に限られない「モノ」資料まで含んだ史料収集・公開を行っています。これは、一つには大学史編纂事業で収集した資料を引き継ぐ形で発足した結果であり、同時に欧米の大学アーカイブズのあり方に倣ったものでもあります。その一方、大学史資料の中核的をなす大学公文書については、担当者の個人的な「好意」によって移管するケースはあっても、大学組織の記録管理システムの中に位置付けられた形で移管を受けるところまではなかなか至りませんでした。ちなみに私の勤務する東北大学でも、記念資料室の収集対象の筆頭に永年保存以下の文書を規程に掲げながら、全くの空文規程となっていました。

2000年11月に設置された「京都大学大学文書館」は、こうした従来の枠組みを大きく破る大学アーカイブズとして注目を集めています。京都大学では、大学公文書（行政文書）の保存年限を原則として最長30年とし、年限満了時に全て「大学文書館」に移管して評価選別するシステムを採用したのです。大学の文書管理の最終段階を担う組織として明確に位置づけられたという点で、これは既存の「大学アーカイブズ」とは一線を画すものでした。国内初の本格的な大学アーカイブズと言われるゆえんです。

京都大学におけるアーカイブズがこのような「大学文書館」として結実した背景には、2001年4月からのいわゆる「情報公開法」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）

の施行がありました。情報公開法は行政機関による情報公開の前提として各機関における適切な文書管理を義務づけていますが、京都大学ではこのとき、法の直接の適用対象である現用文書のみならず非現用となった大学公文書についても責任ある管理体制を構築する必要性が認識され、「大学文書館」の設置に結びついたとのことです。

情報公開法の施行、および京都大学の対応は、他の国立大学アーカイブズのあり方にも影響を与えつつあります。広島大学で2004年に設置された「広島大学文書館」は、「大学史資料室」と「公文書室」の2室を設け後者が保存年限を満了した文書の受入・保存公開を担当する事になっています。名古屋大学でも同じく2004年に従来の「大学史資料室」を「大学文書資料室」へと改組し、やはり大学公文書を基盤としたアーカイブズへの転換が図られています。九州大学や北海道大学でも文書館設置の動きがみられます。ちなみに東北大学では2000年12月に従来の「記念資料室」を「史料館」と改称し、同時に大学の文書管理規程において保存年限を満了した事務局文書の「歴史的資料価値」を評価する機関としてこれを位置づけました。形態も程度も様々ですが、国立大学のアーカイブズはいずれも非現用の大学公文書の受入施設としての位置づけを獲得し、同時に文書の評価選別方法の確立など新たな課題に直面しています。

### 編纂始末論から、大学改革論へ

このように大学アーカイブズが増え、実践が重ねられてくるなか、「大学アーカイブズ」の存在意義・理念をめぐる議論も次第に蓄積されてきています。

最近の大学アーカイブズをめぐる議論の一つの大きな特徴は、「大学」という組織

自身にとってのアーカイブズの必要性が、強く意識されていることです。寺崎昌男氏はこうした大学アーカイブズ論の変化を、「沿革史編纂始末論」から「大学改革論」への変化、と総括されています（『私の大学アーカイブズ論』【紫紺の歷程 大学史紀要】第5号 2001年）。もちろんこれは、大学アーカイブズが歴史学という学問、あるいは地域の歴史の叙述にとって必要であることを否定するものではありません。大学史編纂を学術的な事業として行うことが強く意識されてくると、大学アーカイブズの存在意義を歴史学の史料保存という観点からの説明する考え方も勿論存在します。しかしそうした枠を超え、現代の大学運営・経営や大学教育にとっての必要性という観点から説明されるようになってきたことに注目したいと思います。

なかでも最も広く共有されている認識として、大学アイデンティティ（個性）明示の基盤としてのアーカイブズの役割を挙げることのできるでしょう。少子化が進行し大学間による学生の獲得競争が熾烈になる中、大学の個性を社会に対し明確に提示していく必要が、国立・私立問わず強く意識されてきています。歴史的な検証を経た説得力のある「個性」を大学自身が提示していく基盤として、大学アーカイブズが果たせる役割は少なくないはずです。また大学の歴史的な個性を明示する手段としては、大学史の編纂・刊行のほかにも、大学史をテーマとした展示やブックレットの刊行など、多様な活動が考えられます。こうした事業の大学自身にとっての必要性が意識された時、その基盤としてのアーカイブズの重要性が意識されることとなります。

また近年、一年生など低年次学生を対象にした、大学で学ぶことの意味を考えるき

っかけとしての「自校史教育」の役割が指摘され、いくつかの大学で、大学アーカイブズのスタッフが中心となる形で実践されています（明治大学、九州大学など）。こうした教育活動は必ずしもアーカイブズにの本質的な機能とは言えないでしょう。しかし学生のアイデンティティ形成とのかかわりで大学アーカイブズが一定の役割を果たせることを示しているように思います。

またこのような点だけでなく、大学の管理運営そのものに対する大学アーカイブズの役割も意識されてきています。それは、先に述べた、大学公文書のライフサイクルの中にアーカイブズを位置づける動向とも不可分の関係にあります。例えば前述した京都大学大学文書館の設置に際しては、大学全体の責任ある情報管理における大学文書館の役割が意識されています。名古屋大学では「名古屋大学の情報の公開」の支援組織としてアーカイブズを位置づけ、アーカイブズと事務組織の連携によって現用・非現用文書を連続的に管理する「シームレス型」の文書管理システムを構築する試みが進められています。

大学公文書を最終的にアーカイブズに集約していくシステムを構築することは、大学自身による歴史的公文書活用の活性化にもつながってきます。例えば大学での政策立案における先例調査などにアーカイブズが役割を果たすことが想定され、将来的には大学のシンクタンク的な役割を果たすべきだとの議論もあります（小池聖一「独立行政法人下の大学公文書館」【九州大学大学史料室ニュース】17号）。さらにこれに関連して、文書に記録された大学運営に関わる情報を補完するオーラル・ヒストリーをアーカイブズが収集・記録し、大学運営に関わる「経験知」を蓄積していくべき、

という提言や試みも行われています（「大学アーカイブズ機能についての基礎的研究 - 「大学改革」との関連において」平成14、15年度科研費報告書/研究代表者新谷恭明 2004年）。これも、大学運営・大学経営に関する情報基盤、いわば「大学改革」の基盤として大学アーカイブズを位置づけんとする試みです。

もっともこうした機能を大学アーカイブズが十二分に果たしていく前提には、例えば理事会・評議会の記録等、大学運営の根幹に関わる大学公文書がアーカイブズに集約されていくシステムの存在が不可欠です。逆に言えば、こうした記録をアーカイブズが管理することは、何らかの形で大学の管理運営を支援していくことと不可分の関係にあると思われます。実際には、国立大学アーカイブズでも、そこまで徹底した形でシステムが整えられているところはごく僅かです。「大学アーカイブズ」がどの程度大学の管理運営に関わっていくべきかという点も、まだまだ議論の余地が残されています。しかし少なくとも今後の「大学アーカイブズ」の一つの方向性を示すものではあると思います。

#### 大学アーカイブズの公開

情報公開法の施行は、アーカイブズの公開という面でも、大学アーカイブズに少なからぬ影響を与えています。

1980年代以降徐々に設置されてきた多くの「大学アーカイブズ」は、国立・私立を問わず、資料の公開対象を原則として教職員・学生・卒業生等大学の関係者と研究者に限定していました。ところが情報公開法施行を境に、国立大学のアーカイブズは利用者の制限を撤廃し、所蔵資料やその目録を「一般」に対し公開することを利用規則等で定

めました。大学アーカイブズ等に移管された大学公文書や刊行物等の資料を情報公開法による開示請求対象から除外する条件として、アーカイブズの所蔵資料やその目録が一般に対し公開されていること、つまり情報公開法と同程度の資料公開を保証することが求められたのです。要するに、情報公開法による開示請求の対象であるか、アーカイブズにおける公開資料であるかにかかわらず、行政機関・独立法人の保有する全ての文書について目録やデータベース等を整備し広く一般に公開するという原則が、情報公開法の枠組みの中で定められたわけです。これはかつてICA（国際文書館評議会）で決議されたいわゆる文書館の「平等閲覧原則」にも適うもので、そうした意味でも、国立大学アーカイブズの整備に対する情報公開法の影響は大きいものがあります。

ただしこの変化が情報公開法の施行によってもたらされた、という事実は、少し留意しておかなければならないように思います。情報公開法は、国民主権の理念に基づき文書の開示請求権を保証することで、国の行政機関や独立法人の国民に対する「説明責任」（アカウントビリティ）を全うすることを目的としている法律です。つまり国立大学のアーカイブズの一般公開は、直接的には「国の行政機関」（ないしそれに準じる独立法人）の国民に対する「アカウントビリティ」を果たすための措置として実現したものであって、私立大学も含めた「大学アーカイブズ」一般がこうした「平等閲覧」を実施するべき、という認識は、まだ共有されているとは言えないのではないのでしょうか。そもそも「大学アーカイブズ」は国立・私立を問わず個々の大学の判断で設立されてきたものであり、大学アーカイブズの公開の問題は、「情報公開法」の論理だけでなく別の視点からも

意味を考えてみる必要があると思います。

「大学アーカイブズ」を学内者や研究者に限らず広く一般に公開する意義があるとなれば、それはどこに求められるのでしょうか。一つ考えられる説明は、大学アーカイブズの資料を広く社会によって共有すべき歴史遺産として位置付け、こうした資料を公開する責務を大学が負っている、というものでしょう。大学が社会的な存在である以上、その歴史的な営みに関する記録も多かれ少なかれ社会的な意味を持っていることは確かです。地域との関係が深い大学であれば、大学のアーカイブズは地域を理解する基盤としての性格も帯びることとなるでしょう。国家との関わりが深い大学であれば、大学のアーカイブズは国家の高等教育や科学技術政策を実態的に理解する上でも意味を持つでしょう。

しかしそれとは別に、大学アーカイブズの資料を公開することが大学という組織自身にとって持つ意味にも視点を向ける必要があると思います。観念的な言い方しかできないのですが、一つの考えとして、大学が自らを社会的な存在として位置付け、自らの歴史的な評価を社会に求めていく、という点に大学がアーカイブズを公開する意味を求めることが可能かと思えます。言うまでもなく大学という組織は、教育・研究成果の還元という社会的機能を果たす存在であり、その運営は（少なくとも建前としては）各大学の自治的・自主的な判断に任されているけれども、同時に大学の社会的な評価が重要な意味を持つ時代になっています。大学アーカイブズの公開は、歴史的な視野に立った「外部評価」の素材を社会に提供する、という側面を持ちうるのではないのでしょうか。その場合にも、やはり重要になってくるのが、大学という組織の

姿を示す、大学の根幹に関わる記録がアーカイブズに集積されていることです。大学に対する歴史的な検証を開かれた形で行うことは、大学自身の社会の中での位置を確認しこれを大学運営に活かしていく基盤として意味を持つものと思えます。

#### おわりに

大学アーカイブズが増えていると言っても、その殆どは、数少ないスタッフで様々な業務をこなしている状況で、いずれも多くの問題点を抱えています。一方日本の大学は今、国公私立を問わず、大きな変革の渦の中にいます。競争原理の導入が叫ばれるなか、国立大学でも「経営戦略」が前面に出され、大学運営の効率化、組織の合理化が急激な勢いで進められています。大学アーカイブズをめぐる状況も決して楽観出来るものではありません。

しかし大学アーカイブズをめぐる議論が、こうした状況の中で鍛えられつつあることも事実です。こうした議論の中に、親組織とアーカイブズの関係の一つのあり方が、示されているのではなでしょうか。このような時代にこそ、大学アーカイブズだから果たせる役割がある。そう考えるのは、おそらく私だけではないと思います。

## 日韓近現代歴史資料の共用化への模索

中京大学 檜山 幸夫

周知の如く、電子情報化時代での東アジアにおける近代歴史資料の共用化問題（以下、共用化問題と略す）の現段階は、既に解決されているハードの問題と各国における史料の所在や環境と公開状況の把握といった基礎的次元から、共用化史料の史科学的研究をはじめ高次元で高度化した公開利用のための人文社会科学的課題や政治的社会的環境の整備、そして国際的相互理解と協力協調関係の形成といった、所謂ソフトの問題への取り組みという段階にある。このようななかで、2004年12月11日・12日に国文学研究資料館アーカイブズ研究系が主催し学習院大学で行なわれた国際シンポジウム「日韓近現代歴史資料の共用化へ向けて－アーカイブズ学からの接近－」は、極めて水準の高い国際的研究会議であった。

シンポジウムの概要は、基調報告に金翼漢（韓国明知大学校教授）「歴史資料共用化の前提」と安藤正人（アーカイブズ研究系教授）「歴史資料の共用化とアーカイブズ学の課題」が設定され、各論として、第一セッション「朝鮮総督府関連史料の構造分析」で、李昇龍（韓国国家記録院学術研究士）「朝鮮総督府文書管理の現状と課題」、林雄介（明星大学助教授）「韓国における歴史資料所蔵機関の現状と課題－日本側研究者から見た視点－」、加藤聖文（アーカイブズ研究系助手）「朝鮮総督府文書と個人史料のアーカイブズ学的考察」、辻弘範（学習院大学東洋文化研究所助手）「戦後における朝鮮総督府関連史料の収集－「友邦文庫」

の場合－」が、第二セッション「朝鮮総督府関連史料の情報管理」で、李昇輝（韓国記録管理学教育院教授）「東アジア植民地記録の特性と記録管理」、許英蘭（韓国国史編纂委員会編史研究士）「韓国所蔵植民地期史料のデータベース化事業について」、竹内桂（アーカイブズ研究系リサーチ・アシスタント）「日本所蔵朝鮮総督府関係史料の概要－検索システム構築へ向けて－」の各報告が行われた。全体的な印象では、日韓両国の報告者の報告は共に水準の高いものであったが、取り分け韓国人側の報告は韓国の状況や朝鮮総督府文書研究の現状とかかわり極めて高水準のもので多くの学ぶものがあつた。ここでは、紙幅の関係から共用化問題における我が国の研究者が理解しておかなければならない問題に限って述べることにする。

このシンポジウムが我が国の学界と研究者に提起した問題は、極めて大きく衝撃的なものであつた。それは、既に東アジア近代史学会などでも指摘されていたことではあつたが、共用化問題の前提となる公文書を基本とする歴史史料の保存管理と公開並びにそれに対する史科学的研究における、我が国の後進性が再確認された点にある。言うまでもなく、共用化問題の基本原則は、各国間の対等性と平等性の確保と水準の均一性の維持にある。その意味で、共用化問題を推進していた我が国が、韓国のレベルよりはるかに低い位置にあるという現実を認識させられ、その主導性に疑問符が付け

られたことの重大性はかなり深刻に受け止める必要があろう。現在、我々は共用化問題の主導役を演じてきた日本が後進国となつてしまった原因を究明し、その現実を真摯に受け止め如何に韓国に学び韓国に追いついていくかを模索する段階にある。

そもそも、共用化問題は前近代史的な史科学的知識や史料認識で取り組めるものではない。台湾・朝鮮などの旧植民地関係史料や関東州を含む旧満洲にかかわる日本関係史料については、その保存管理から公開利用にいたるまで極めて現代政治と深く関わっていることと、史料そのものが高い政治性を持っているからである。それは、相手国に対する理解と同様に、我が国自らの問題への認識と取り組みとがなされていくという二つの条件を具備していなければならないことを意味する。

さてこのシンポジウムにおいて注目したいのは、韓国における朝鮮総督府文書（記録）の公開と同文書に対する史科学的研究の進展によって、台湾をはじめとする「大日本帝国」の外地統治機構と外地統治文書の史料構造が解明されていくことが可能になったことである。このことは、韓国における史料の保存管理と利用及びそれを支える史科学的研究蓄積が大きな成果を収めていることを示しており、それを踏まえ、第一に韓国における公文書・記録資料の保存管理と公開利用に関する経験と学問的成果から我々は何を学んでいくかについて、第二に我が国において歴史史料の共用化を推進していくためには何が求められているのか、そのためには何をなさねばならないかについて考えていきたい。

第一の点について、この問題に対する認識の前提となるのは、日本の旧植民地関係史料のなかで公開利用を含めた史料環境と



その整備は、以前は朝鮮総督府文書よりはるかに台湾総督府文書の方が進んでいたなかで、現在は両者の関係が全く逆転しているという現実をどのように捉えるかということである。そもそも、韓国における記録管理法の問題は「韓国の民主化」とかかわったもので、さらに金翼漢報告にあるようにそこには現実的な日韓外交問題が関係しており、過去の反省から導かれた「貧困な外交から自由になる道」への模索が、「『記録を通して論じよ』という原則」と「多元化された、あるいは市民参加が十分に保障される外交の原則」との二つの原則を生み出し、かかる政治性の高さが、我が国の研究者等との問題意識の相異となってあらわれていった。それは、歴史史料の「国民化」「市民化」の差として理解される。李昇輝報告では、これをさらに現実的問題にまで論及していく。そもそも韓国における歴史史料のなかで最も屈辱的でありながらも重要な史料が、日本統治支配時期の史料群である朝鮮総督府記録となる。ここには、所謂植民地記録が抱えている重大な欠陥、つまり外国語で書かれた自国の歴史史料という大きな障壁があり、これを解決しなければ市民や国民の歴史史料になってこないという問題がある。つまり、外国語たる日本語で書かれた朝鮮総督府記録をそのまま電子情報化してオンラインで提供しても「歴史研究者という特定の集団による記録文化」を独占させるだけで「市民にはさして意味」はない。国費等により歴史史料を保存管理し提供するのは、市民の知る権利に基づき「その記録文化を享有する権利」によるものであるからで、この原則の尊重が求められる。

第二について、我々が東アジア諸国に対して歴史史料の共用化を求めていく際の前提は、日本統治期の史資料の多くが二重的

性格を持っていると言うことを踏まえることにある。日本語で記録された朝鮮総督府文書は、韓国からすると「他国の史料」でありながらも、その記録の中身は主に韓国にかかわる韓国で作成された「韓国人を支配」した記録で「韓国の記録の一部」でもあり、さらに、「大日本帝国」の外帝統治機構の特徴により、史料そのものが単体では有効的価値を有していない。つまり、日本からの独立解放後においても旧宗主国からの呪縛を受けざるを得ないという屈辱的な特殊状況に置かれている。このため、国家を跨ぐ史料群の形成としての「歴史史料の共用化」が求められ、朝鮮総督府の記録群が記録管理的な完成度を持つためには、「韓国内に散在している朝鮮総督府の地方記録にたいする体系的収集」と「日本の内閣文書や各省の文書の公開」を「同時に実現」することにあるとの李昇輝氏による指摘が重要になる。つまり、共用化問題における基本的な課題は、金翼漢氏のいう「歴史資料共用化」を実践するための条件は、「残存する記録の内容的不均衡性と保存機関の不均衡性」の是正にあり、我々が如何にそ

れをなし得ることが出来るかにかかっていると見えよう。

さらに敢えてここで述べておかなければならないのは、李兪龍氏が韓国で行われた「朝鮮総督府文書の再分類審査」が「重要な歴史的価値をもつ文書の大量廃棄という結果をもたらした」と、極めて重要な問題を提起していた点である。勿論、これは韓国だけの問題ではない。それは、行政機関等が定める文書保存規定に準拠し、「歴史家や記録関連分野の専門家」が責任を持って関係せずに、「関連部署の行政担当官」が独自の判断基準で行う公文書の廃棄が、貴重な文化遺産や国家・国民の記録財産を毀損させているという危険を共通して持っているからにはほかならない。この公文書の廃棄という事態を憂慮しなければならないのは、我が国において先般の情報公開法の施行を控えて各省庁がこぞって大量に廃棄したという現実に直面したからである。かかる状況にある我が国は、自らの史料を完全公開し共用化に必要な最低限度の環境を整備していくことが求められていよう。



## 国際研究会 「近世東アジアにおける組織と文書」

青木 陸

アーカイブズ研究系における研究課題の一つの柱である東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究は、旧植民地史料に関する研究と比較史料学研究的の二つを行っている。そのうち後者については、本年度より日本学術振興会科学研究費「歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究」（基盤A2研究代表者・渡辺浩一、2007年度まで）の助成を受けた。本研究の目的は、史料の作成・使用・保管等の実態を、東アジアを中心に国際的な比較を行うことにより、史料学に関する世界共通認識を得るとともに、わが国のアーカイブズの特質を解明することにある。研究対象地域は韓国・中国・トルコ、ヨーロッパにおよんでいるが、ここでは初年度に行った韓国における国際研究会および史料調査について報告したい。

2004年11月22日～23日、国際研究会「近世東アジアにおける組織と文書」を韓国国史編纂委員会のご協力を得て開催した。

東アジアを中心にイスラーム世界と西欧世界をも視野に入れて、中近世の比較史料学研究を行うというプロジェクトの第一歩として、韓国と日本の近世文書をアーカイブズ学的な観点から比較研究を試みたものである。

今回の研究会・調査には日本、韓国、中国、トルコから二日間で延べ54人の研究者が参加した。以下、研究会の概要とあわせ、24日に実施した朝鮮時代後期の在地史料の合同調査の内容について紹介したい。

### I. 研究会の概要

研究会は韓国国史編纂委員会施設を会場として、第1部中央政府における記録の作成と保存、第2部地方行政機構における文書処理と保存、第3部家と村落、行政と共同体、第4部商人・同業組織と行政について報告を行った上で比較討論を行い、第5部では全体討論を行った。以下に開催プログラムを示しておく。

11月22日（月）

開会 【総合司会：田美姫（国史編纂委員会）、渡辺浩一（国文学研究資料館、以下同館の場合は所属省略）】

#### 自己紹介

国際研究会趣旨説明

渡辺 浩一

#### 第1部 中央政府における記録の作成と保存

【司会：田美姫、山崎】

王室での記録の生産と保存—朝鮮王朝実録、儀軌、実録形止案を中心として—

申 炳周（ソウル大学奎章閣）

江戸幕府と記録管理

大友 一雄

#### 第2部 地方行政機構における文書処理と保存

【司会：文叔子（国史編纂委員会）、渡辺】

朝鮮時代地方官衙における記録の生産と保存

金 炫栄（国史編纂委員会）

日本近世における幕府領の支配と史料

山崎 圭

#### ・国史編纂委員会施設見学

#### 第3部 家と村落、行政と共同体

【司会：金炫栄、安藤正人】

近世における両班家門の文書伝来と構造

文 叔子（国史編纂委員会）

朝鮮後期における村落文書の生産と管理

李 海溶（公州大学）

11月23日（火）（第3部のつづき）

日本近世村落における文書の作成・管理・保存について

高橋 実

徽州村落文書の形成—二種類の写本「新安上溪源程氏郷局記」を中心として—

王 振忠

（復旦大学中国歴史地理研究所）

#### ・史料調査先の説明ビデオ上映

#### 第4部 商人・同業組織と行政

【司会：田美姫、高橋実】

朝鮮時代の商人文書について

須川 英徳

（横浜国立大学教育人間科学部）

（コメント）日本近世の商業史料について

渡辺 浩一

#### 第5部 全体討論

【司会：金炫栄・須川・渡辺】

研究報告と討論内容の詳細については、報告書の作成中でもあり、簡単な紹介にとどめ、当日の様子をお伝えしたい。

4カ国の研究者が集まった研究会ということもあり、始めに趣旨説明を行った。

朝鮮時代後期、日本では江戸時代にあたる時期に焦点をあて、朝鮮と日本の史料、ひいてはそれらを生み出した組織と社会の比較を試み、また韓日の対比を基本にしつつも、清代をも視野に入れることによって、

来年度の中国における研究会に発展させていく旨の説明があった。

本研究会テーマの設定と編成の基本的な視座として、史料学と比較史の二つが上げられる。テーマの「組織と文書」は、史料(文書)を理解する方法として、歴史学における〈史料類型論〉とアーカイブズ学における〈組織が文書を保管・管理する局面〉を重視して理解するという観点からのテーマ設定である。

比較史に関しては、比較対象である支配層から被支配層にいたるまでの〈各組織〉を抽象化して、上から中央政府、地方行政機構、村落・商人、商人組織と並べて検討することによって、自国史だけでは見えてこない問題を浮かびあがらせる意図がある。

準備段階ですべての研究報告の翻訳が整っていたこともあり、比較討論の論点を明確にすることができた。結果として全体討論では、①文書の保管と継承の主体について、その主体となる組織と家、②文書の廃棄、原本(オリジナル)・複製・編纂の関係、の二点の論点にそって、活発なやりとりが交わされた。

また研究会にあわせて韓国国史編纂委員会の施設見学と24日の合同調査対象地のビデオ上映が行われた。国史編纂委員会は、1987年に果川市に庁舎を移し、韓国史総合研究編纂機関として歴史史料の収集・編纂・研究だけではなく「韓国歴史情報統合システム」を構築し、韓国史の情報化を推し進めている。この時、新設の建物の増設工事が行われていた。施設見学は、収蔵施設や修復室も見学することが許された。筆者は、修復室を見学し、中国・韓国・日本の修復技術の違いや共通点など、細部にわたる説明を受けた。日本関係史料では対馬藩史料の修復前後の状態を見ることができた。

## II 韓国合同調査概要

11月24日、果川市からの日帰り行程で史料調査が行われて、国史編纂委員会の文叔子・田美姫両女史が調査準備にあたられた。参加者は、韓国7名、日本15名、中国1名、トルコ1名の総勢24名となり、バスをチャーターしての調査となった。果川市のホテルから京釜高速道路へは入り、大田市で高速を降りて論山市へ、論山市街から郊外へ向かうと車窓に韓国農家の家屋が広がり、昔ながらの瓦屋根の家々と新築の家が点在していた。しばらくすると、石垣に囲まれたひときわ大きな破風屋根の家があらわれた。背後に山がひかえ、眼下に川が流れるという風水思想によって建てられた家であり、そこが調査対象地であった。

調査先は、尹拯先生故宅(忠清南道論山市魯城面校村里)で、両班(在地貴族階層)文書が収蔵されていた所である。この合同調査の目的は、朝鮮時代後期の在地史料の所蔵地を比較史的観点で実踏することにあり、その内容は、両班旧宅の立地条件、旧宅内の建物配置、文書保管場所、文書保管容器といった存在空間的視点での調査を第一とした。ついで、現存文書群構成、主要文書の内容と機能との関連という視点も心かけた。以上二つの視点を総合し、文書と組織(人)と空間の相互関係など、複眼的視点からの

考察を行った。

尹拯先生故宅の文書群は、2004年5月14日から国史編纂委員会によって史料調査が開始され、現在整理を終えて同委員会の収蔵となっている。この調査状況については、前日のビデオで詳細な説明を受けていたため、一部の文書の保管に使われた木箱を現地にて確認することができた。文書保管場所に入っただけの調査も行うことができた。そのほか、尹氏宗家師弟の私設学校である宗学堂、遷巖書院などの関係地調査もあわせて実施した。近年、朝鮮後期から日本植民地期における史料を駆使した研究も行われており、朝鮮後期における史料の構造解明は、アーカイブズ学のみならず歴史学にとっても急がれる課題である。

最後に、報告・司会者以外の主な参加者を紹介する。朴慶珠(江陵大学校人文学部)、洪性鳩(高麗大学)、エルキン・ジャン(アンカラ大学)、蔵持重裕(立教大学)、臼井佐知子・林佳世子(東京外国語大学)、高橋一樹(国立歴史民俗博物館)、岡崎敦(九州大学)、五島敏芳・青木睦(国文学研究資料館アーカイブズ研究系)、通訳は田中俊光(ソウル大学大学院生)、鄭熙徹(全北大学校4年生)、事務局は川上真理(法政大学大学院生)。





## 『信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書日録』について

原島 陽一

史料館所蔵史料目録の第78集には、「信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書」が収録されている。目録の編成者は五島敏芳氏である。同文書は、長野県のほぼ中央東部寄りにある小諸市の南方約6km、千曲川の西岸に位置する御馬寄村に、近世初頭から土着した町田家から分流した通称“福田屋町田家”に伝蔵された史料という（分流の時期は目録の解題では明示されていないが、分流初代の生没年から、およそ18世紀の中ごろと推定される）。史料の数量は5607件（記述単位数）であり、これに解説を加えてB5判399ページの目録に仕上げている。

同文書の性格を文書名から推測すれば、信州の農村文書の一類型かと考えるのが一般的であろう。事実、平成8（1996）年に史料館自身が、所蔵史料の概要をまとめた「史料館収蔵史料総覧」には、同文書を名主文書と紹介している。（同書P.123）。ただしこの時点では多量の未整理分が残っていることが付記されており、全貌を把握した上での結論ではなかった。今回の目録化により1点残らず完全に整理された結果をみると、同文書の性格は少し違ったようである。確かに、全体の約四分の三は、いわゆる農村文書に該当するといってもよからう。しかし、残りの四分の一に、この文書の特色がある。それは、近代に町田家を世襲した当主の一人が収集した、多くの近世史料が混入していることである。混入史料の存在が、この文書の特色であると同時に、整理や目録編成に重大な影響を与えたことは明白である。

だが、混入史料の収集経緯などについては後段で述べることにして、まずは本目録の全容を紹介しておこう。

同文書の全体を形成する5607件の史料は成立による基準などで七種に大別されているが、ここでは簡略に集約して三種にまとめると次のようになる。(1) 町田家の家や経営に関するもの、(2) 同家が長く在住した御馬寄村（明治22年の町村合併後は中津村となる）に関するもの、(3) 前記以外の筆写、収集史料、の三種である。この内容を前提として、目録編成には、国際標準であるISAD（記録史料記述の一般原則）を援用して3階層の構成を採用している。そこで設定したサブフォンドは、1町田家、2御馬寄村、3中津村、4謄写・筆写史料、5編集史料、6収集史料、7不明の7部門である。なお、7不明に配された2点の史料は、標題などの記述内容から、五島氏も推測しているように、史料館所蔵の山口家文書（出羽国山家村）が混入したことにほぼ間違いない。往時の史料館における史料管理の不十分さを示す事例の一つであり、史料管理の重要性を改めて認識させる事実である。

上記の7部門の構成（実質的には7不明を除く6部門となる）のうち、1、2、3の3部門については、恐らくどの担当者も採用するに違いない項目であり、設定そのものに問題はない。このうち、1町田家は、量的に同文書の約半分に達する主要部分であるが、同家が分流という背景も作用して、先祖や家系に関する史料は少い。1町田家の70%は、

経営や貸借を中心とした会計・金融関連の史料である。日記・用留や行事帳に類する史料の残存率は低い。

2御馬寄村と3中津村に関しては、“福田屋町田家”が独立した時期と、代々の当主たちが百姓代あるいは組頭という役職にとどまっていた経歴と比較してみると、やや不相当な量に感じられるが、この点は後述の混入史料とも関連するところがある。

続く4、5、6の部門は、前記した混入史料の存在という、本文書の特色に対応したものであり、目録編成に最も苦心したところと察せられる。混入史料の中心となるのは昭和28（1953）年に62才で没した町田家の当主町田良一が収集したものであった。同人は、自家の伝蔵史料への興味から、やがて親類や周辺の史料へと関心が拡大していき、日本の近世を対象とする社会経済史学の研究に進み、学界誌へも論稿を発表するほどになった。その研究の過程で、借用した史料を筆写したものや、別途に譲渡を受けたり購入したりして、多量の近世史料が集ったと考えられる。これらの収集史料群が、何の区別もされずに伝蔵史料のなかに混入していたのである。地域や種類が違っていても、伝蔵史料との識別も容易であろうが、町田家の本家や周辺地域の史料であると、識別は困難である。実際には、町田良一以外にも、祖先に関する史料などを、代々の町田家の人びとが収集した形跡があるというから、実体はさらに複雑である。前述の2御馬寄村と3中津村に編入された史

料のなかに、収集史料が混在する可能性が高いという。町田家の代々が、村との関与が薄いのに比較して、関連史料が多い謎もこれで納得できる。収集史料のなかには村の共有文書の一部も含まれているが、伝蔵史料と明確な区分ができないため、疑問をもちながらも、一括処理した編者の方針はやむを得ないとしか云いようがない。

史料収集についての上記の事情を受けて目録上では史料の形態別に、筆写史料(4) 編集史料(5) 収集史料(6)の三種に区分している。筆写史料は、文字通り筆かペンで筆写したもので、一部はそれを孔版にしている。収集するだけでなく配布を目的としたことになるが、詳細は不明である。5編集史料は、史料の類型や外形で一括したもので、例えば借金証文綴とか質紙証文綴の類である。同種の史料を一括するのも編集行為と捉えての措置である。ただ、五島氏も疑っているように、この種の綴込みは往時の史料館では日常的な作業であったからすべてが町田良一による編集と断定できない。紙縫りの紙質調査などで追求するのであろうが、成果は期待薄である。なお、綴合した史料は、前出の1または2に編入すべき史料であり、この部門の史料は重出記号※の有無に拘らず、すべて1または2に重出する配慮がなされている。逆の視点に立つなら、編集行為については解説で註記するにとどめて、この部門を敢えて設けるには及ばなかったとも考えられる。

6収集史料は、混入史料の中核となるもので、今回の整理により1都7県にわたる46の史料群の存在が明かになった(ほかに出所地域を特定できない20点の史料がある)。いずれも町田家や御馬寄村と無縁なもので、外部から持込まれたことは明白である。その大半は町田良一の収集と推定されるが、

解題には入手先とされる古書店と骨董店の店名を挙げている。店名と個別史料との特定には至っていないが、今後に関与情報として注目したい。収集史料の編成に、収集者名でなく地域区分の方法を採用したのは、史料の利用面からも適切な方針である。このために原出所を可能な限り探索し、たとえ1点でも1地名に独立させ、42史料群の宿町村を確定、国名と江戸で一括したものを含めて46史料群に区分している。地名の確定には、例えば江戸町年寄由諸番も旧蔵印に基いて江戸以外に配するように原出所尊重を徹底している。中では、江戸に一括したNo523は、宛名の高野新右衛門が日本橋南伝馬町の世襲名主であるから、町名での採用も可能であったと思う。

目録の表現体裁については、全文を点検したわけではないが、標題をはじめ作成者や形態などに至るまで詳細で、とくに異論はない。ただ、No518の標題は原本の記載形式を変更して、“寛政九丁区蔵”とすべきであろう。

本文書の特徴が、総件数の約四分の一を占める収集史料の混入にあることはいうまでもない。以下には、収集史料(コレクション史料)の特性について述べておこう。コレクション史料は、設定した課題や対象史料の種類などが多様で、その形態は研究者の数だけ存在するといっても過言ではない。だが、実際に整理する段階では、容易に扱えるものと、最終的に処理不能の分が残ってしまうものとの違いがあり、この点でもコレクション史料の多様性が浮びあがる。本文書の事例は、一部に伝蔵史料と地域などで重複するものがあり、識別が困難となって収集史料を厳密に区分することが不可能になっている。同様の事例として筆者は旧大名家文書に、旧家臣家の史料が混入し

たものを調査したことがある。中には大名家の原本を家臣が借覧して筆写したものがあって、筆写者の署名がないものでは、旧蔵状態の復元は困難であった。

この難問を解決する唯一の途は、譲渡・受入の際に正確な手続を踏んで受入経過を詳細に記録しておくことである(拙稿“コレクション史料の目録編成”——「史料の整理と管理」所収——を参照)。本文書の整理に当たって、収集史料が混入している予備知識をもてなかったことは、前記の「史料総覧」の記述で明かだが、それだけに整理者の負担の大きさが推測される。本文書は古書店などの第三者を経ずに旧蔵者から直接譲渡を受けたというから、その際に旧蔵状態の情報が残らなかったことが悔まれる。もっとも、筆者が在職中に、一般的な原則として“史料受入の経過記録”の作成を提言したが、実践しない職員もあつた苦い経験がある。当事者には自明の事柄も、年月とともに記録の重要性が増すことを銘記すべきだろう。

最後に、極めて個人的な感懐になるが、今回78集となる「所蔵史料目録」の第1集(1952年刊)の作成に参加したものの1人として、両者の内容や形式の余りの懸隔を前にして、通俗的ながら感無量である。勿論、その後も数次の目録編成に従事し、毎回それなりの修正は試みてきたつもりであり、1集からいきなり78集へ変貌したわけではない。が、1集と78集とを並べてみると、同一の書名をもつ作品かとは信じられない。これが、日本のアーカイブズが半世紀を超える歩みの中でみせた一つの成果と実感できたのも、執筆の機会を与えてくれた編集委員のお蔭と感謝したい。

(2005.2.4記)

## 2004年度(第50回)アーカイブズ・カレッジ終了論文一覧

## ー長期コースー

東京会場：国文学研究資料館

宮本眞理子 花王(株)

日本の企業アーカイブについての考察  
ー中国企業档案との比較、花王の企業  
アーカイブ(社史編纂室)での勤務を  
通してー

徳野 隆 徳島県立文書館

阿波国木内家文書に見る庄屋文書の史  
料学的考察ー庄屋による田畠の把握と  
そのための文書作成・管理を中心にー

中村 顕一郎 創価大学大学院

大学アーカイブズにおける学生アーカ  
イブズの位置付けー創価大学・創価教  
育研究センター所蔵の学生出版物を手  
がかりにしてー

岸本 美香子 日本女子大学成瀬記念館

日本女子大学成瀬記念館の現状と課題  
ー2世紀目を迎えた学園のアーカイブ  
ズをデザインするー

深見 麻 東京大学大学院

都公文書館所蔵博覧会関連史料の構造  
ー東京大正博覧会(1914)を例としてー

遠藤 邦子 自由学園図書館

自由学園及び関連団体による東北セッ  
トルメント史料について

五十嵐 浩司 駒澤大学大学院

日本におけるアーキビストの養成と資  
格制度の課題

奥平 勝幸 駒澤大学大学院

戸長役場文書の引継ぎ形態について

小林 大二 駒澤大学大学院

史料・資料の電子化とアーカイブズにつ  
いてー古代史の史料・資料を中心にー

斉藤 照徳 駒澤大学大学院

在村寺院の史料群構造ー愛知県新城市  
中宇利慈徳寺所蔵文書を事例にー

仲澤 香織 駒澤大学大学院

文書館利用論についてのー考察

小川 孝 (株)ニコソ

企業アーカイブズの一断面

永井 裕子 愛知学泉大学コミュニティ政策研究所

米国系企業家コルブラン&ポストウィ  
ックに関わる記録史料についてー植民  
地支配と企業(民間組織体)に関わる  
近現代記録史料論の一事例としてー

荒船 俊太郎 早稲田大学大学院

深谷博治日蔵文書の構造と来歴に関す  
る考察

田嶋 知宏 筑波大学大学院

アーカイブズにおけるレファレンスサ  
ービス

江口 衛 学習院大学大学院

長野県立歴史館の史料検索に関する考察

柳衛 悠平 学習院大学大学院

村入用関係帳簿の史料学的検討

赤尾 奈津子 中央大学大学院

神奈川県立かながわ女性センター図書館  
の移転と資料問題についてー日本近代  
女性史アーカイブズ構築の立場からー

寺島 宏貴 中央大学大学院

中央大学図書館蔵「久世家文書」につ  
いてーその概要と全体構造ー

鈴木 翼 中央大学大学院

地域主体の史料保存について

柴崎 啓太 中央大学大学院

中世における文書管理と利用ー鎌倉幕  
府訴訟を例にー

荒川 将 中央大学大学院

大名牧野家文書のー考察ー史料学的視  
点からー

鎗山 善理子(財)公害地域再生センター(あおぞら財団)

西淀川大気汚染公害訴訟・住民運動資  
料の保存と活用についてー資料館運営  
にむけての現状と課題ー

宮澤 道代 國學院大学大学院

近世村落における書籍史料ー武蔵国幡  
羅郡中奈良村野中家の場合ー

酒井 芳司 九州歴史資料館

大宰府出土文字資料の史料群構造

中西 崇 早稲田大学大学院科目等履修生

下野国河内郡下田原村斎藤良文家文書  
の史料群構造の分析

武林 弘恵 東北大学大学院

地方自治体文書館の存立基盤ー「利用」・  
「普及」活動をめぐってー

井方 華代子 お茶の水女子大学大学院

武州多摩郡五日市「深沢家文書」の史  
料学的考察

伴 ゆりな お茶の水女子大学大学院

明治天皇紀における皇室像の編纂

古結 諒子 お茶の水女子大学大学院

内務省勸業寮と農商務省における記録  
管理について

山崎 圭子

近世史料における簡易的紙質調査方法  
に関する研究

渡辺 文久 日本大学大学院研究生

陸奥国磐前郡松井家文書についてのー考察

松本 英明

マイクロ・デジタルハイブリッド保存

大蔵 綾子 法政大学大学院

アーカイブズの形而上学ーミシェル・  
フーコーにおけるアルシエヴを中心にー

大石 真依子 東京芸術大学大学院

検索のユーザビリティー現代美術のテ  
クニカルタームを検証するー

坂巻 可南子 國學院大学科目等履修生

地域文書館の普及活動についてのー考察

林 みさき 学習院大学大学院

資料の公開基準に関するー考察ーF・  
プリンクレー編「JAPAN」を例にー

## ー短期コースー

松山会場：愛媛県立図書館

真木 奈美 山口市役所市史編さん室

地域における引揚史料

杉本 弘幸 大阪大学大学院  
自治体史編纂と史料保存・管理体制の再  
構成—三重県上野市史編纂室二〇〇一年  
—〇月—二〇〇四年三月の事例から—  
仙波 ひとみ  
幕末朝廷社会とアーカイブズ  
藤田 雅子 土佐山内家宝物資料館  
土佐山内家宝物資料館における展示室・  
収蔵庫の温湿度環境について  
尋木 暁子 宇土市教育委員会市史編纂室  
宇土市アーカイブズの確立をめざして  
山岡 ミツキ  
茶道具・香合のデータベース作成について  
中村 由紀 愛媛県立図書館  
愛媛県立図書館における古文書資料の  
インターネット公開  
名田 美由希 愛媛県立図書館  
「愛媛県公文書館」の設置について(試案)  
田中 貞輝  
私の文書管理へのアーカイブズの点検と反省  
工藤 真由美 竹田市立歴史資料館  
竹田市立歴史資料館における史料整理  
と地域史料保存活動  
田中 喜久雄 三重県生活部県史編さんグループ  
三重県史考古編の編集にかかるアーカ  
イブズ学上の問題点と課題について  
貞方 賀帆 板橋区立東板橋図書館  
図書館とアーカイブズが共有する問題  
について  
島津 亮二 八代市立博物館未来の森ミュージアム  
八代市における歴史資料保存・収集・  
活用の現状と課題  
永井 博 茨城県立歴史館  
文書館の教育活動—史料保存の啓発活  
動の一つとして—  
針谷 武志 別府大学  
別府大学における地域に貢献するアー  
カイブズ教育の課題  
高橋 一倫 太田町役場町史編さん室  
自治体史編纂における史料の収集と  
保存活用について—太田町史編さん室  
を事例として—

別宮 博明 柳川書館(西予市教育委員会柳川教育課)  
行政文書の収集と合併に伴う課題—西  
予市城川文書館における事例—  
平林 昇 長崎大学附属図書館  
長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵  
「武藤文庫」和装本の整理と保存につ  
いて—いわゆるフェイスド・ブリザベ  
ーションの実施—  
明星 聖子 埼玉大学教養学部  
「橋」としてのアーカイブズ学—「言  
語論的転回」以降の歴史学と文学のあ  
り方をめぐる考察から—  
代田 美里 鈴鹿市文科振興部文化財グループ  
白子港の積荷問屋・竹口家資料の整理  
とその課題について  
名倉 佳之 徳島県立文書館  
武田家史料群と「武田家所蔵史料目録」  
について  
一瀬 智 福岡県大野城市教育委員会  
近世都市の町政文書管理に関する一考  
察—筑前国博多を事例に—  
井上 真琴 同志社大学総合情報センター(図書館)  
米田大学アーカイブズの記録管理—受  
入れプロセスを中心に—  
谷口 里香 ナカバヤシ株式会社  
行政文書の劣化予防措置業務に携わる  
作業初心者への対応について  
芝原 暁史  
EAD (Encoded Archival Description)  
を用いた記録史料の目録記述と全文検  
索ソフト「Namazu」を用いた所蔵  
史料検索システム構築の試み

角野 裕子 京都精華大学情報館  
京都精華大学ギャラリーフロールの収  
蔵品について—管理・公開のコンセプ  
トと方法論  
白石 通弘  
家史のための記録資料整理と保存を目指  
して  
杉浦 秀典 賀川豊彦記念・松沢資料館  
賀川豊彦記念・松沢資料館における資  
料現状と、問題点への取り組み

閲覧業務停止のお知らせ

収蔵庫整備実施に伴い、下記の日には閲覧  
業務を停止いたします。

5月2日(月)

(4月29日(金)～5月5日(木)は休館と  
なります。閲覧業務再開は、5月6日(金)  
です。)

2005年度アーカイブズ・カレッジ開催予定

長期コース 於国文学研究資料館

7月4日～7月29日

8月29日～9月22日

短期コース 於石川県立歴史博物館

11月7日～11月18日

(前後期・短期とも最終1週間はレポート作  
成にあてる)

アーカイブズ・ニュースレター 2号

発行日 2005年3月31日

編集 アーカイブズ研究系

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館  
〒142-8585 東京都品川区豊町1-16-10

Tel.03-3785-7131 Fax.03-3785-4456 <http://history.nijlac.jp>

印刷所 有限会社 スミダ

\*本誌は、文部省史料館のちには国文学研究資料館史料館(通称国立史料館)が発行して  
いた『史料館報』1～80号(1965年3月～2004年3月)の後継誌としてお取り扱い下さい。